

## 意見書

私たち少年事件の被害者は、現行の少年司法制度に対し、大きな不信感を抱いています。近年は少年法についてもいくつかの改正が行われ、捜査記録の閲覧ができたり、審判を傍聴したり意見が言えたり、審判結果を通知してもらったりできるようになりました。2000年以前と比較すれば格段の進歩と思います。でも、私達の少年審判への不信感が消えることはありません。その根本は、少年審判では適切な事実認定が行われていないことです。少年法の理念を否定するつもりはありません。ただし、少年司法制度の枠組みを考える上で、一般国民と被害者の位置づけが異なることを明確にさせていただくことは不可欠の前提です。少年法の理念を本気で実現しようとするならば、現在の少年司法制度は極めて中途半端な制度でしかないと思います。「少年が生育環境その他を原因とするいろいろな問題を抱えていたから少年は非行に至ったのだ。だから、国や社会がその抱えている問題点を見つけ出し、少年の更生を手助けしよう。」というならば、少年を更生させるためのきちんとした制度設計が必要です。大人には少年が本当に更生できるような方法や制度を考える義務があるのではありませんか。また、少年事件の被害者の知る権利も保障していただきたい。一定の重大な成人事件の被害者は被害者参加制度のもと、被告人質問や証人尋問、意見陳述もできます。被害者にとって、加害者が少年か成人かは全くの偶然にすぎません。少年事件の場合にも、逆送されれば被害者参加は可能ですが、逆送は裁判官の裁量です。逆送されたか否かで、法廷で被害者ができることに大きな違いがあります。現行法のもとのこの違いが合理的なものなのかどうかについても検証していただきたいと思います。

以下、事実認定、被害者の質問権、社会記録の閲覧、不定期刑の見直し、被害者のための国選弁護士選任制度の各要望事項について具体的に述べます。

### 1、重大事件について、自白事件も含め、審判への検察官関与を求めます。

私達は、従来、被害者が死亡したり重傷を負ったような事件については、強く逆送を求めてきました。成人同様の刑罰を求めることが目的ではなく、適切な事実認定をするためには、対審構造で行うのが最低限必要だと思っているからです。被害者は少年の更生への協力者し

か存在しない審判廷で行われる事実認定を信頼することはできません。その気持ちは強く、変わることはありません。しかし、重大事件の場合でも逆送にならないケースは少なくありません。逆送にならない場合でも、適切な事実認定が不可欠であることは少年法の理念のもとにおいても自明と思います。被害者が死亡したり重傷を負ったりした一定の重大事件については、自白事件を含め、少年審判においても必ず検察官関与を行う制度を創設してください。自白事件を含める理由は、少年がたとえば被害者を殺害したこと自体は認めている場合でも、その動機や態様等についての主張に虚偽がある場合が少なくないと考えるからです。実際にこういう事件がありました。

13歳の長女を15歳の少年に殺された母親は、少年審判での不十分な事実認定と少年の主張にどうしても納得できず、少年が社会復帰してきた後で民事調停を起こしました。被害者の母親が民事調停で直接加害少年から聞いた事実は、審判で認定された事実とは全く異なるものでした。審判では被害者自身が、殺された建物に少年を誘いこんだと言われていた上、殺害の動機も被害者の言葉にかつとなって、とっさにその場に落ちていた布を拾って首を絞めて殺害したと認定されていましたが、民事調停での少年の自白で、実際には少年が被害者を建物内に誘い混み、用意していった布で首を絞めて殺害していたことがわかったのです。被害者の母親には審判に対する強い不信感が残りました。検察官不在の審判で、加害者側の言い分だけが通ったため、逆送にもならなかったと感じています。調停を起こさなければ分からなかった事実はほかにもあり、理不尽さを感じています。

現在の審判では、このように少年のうそが通ってしまう現実があります。それが少年の更生にとってマイナスであることはあきらかです。社会ではうそは通用しないという基本ルールを少年に教える義務が大人にはあります。厳密な事実認定は被害者のみのためではありません。少年の更生を目的とする少年法の理念のもとにおいても不可欠なはずです。

また、現在日弁連を中心に、少年に対する付添人制度の拡充が主張されています。付添人が選任されれば、審判において事実が争われるケースも増えるでしょう。もし原則的な検察官関与制度が創設されなければ、少年側だけが一方的な主張をするという事態もありうることになり、審判というものの公平性に大きな疑問が生じることになるでしょう。この点から

も一定の重大事件については原則的に検察官を関与させる制度を求めます。

さらに、少年審判においては、要保護性の審理の中で少年や少年側の関係者が、少年の更生への協力や損害賠償について約束することがあります。それもふまえて審判はおこなわれているわけです。しかし、この約束が審判終了後に守られることはほとんどありません。そのような約束を担保するための制度は全く存在しません。いわば言いたい放題なのです。私たちは事実認定に対する検察官関与を求めてきましたが、そういう無責任な発言に対する反対尋問も必要と思います。その意味で、事実認定のみならず、要保護性の審理においても検察官の関与が必要と考えます。

## 2、審判の場で被害者から少年に質問できる制度にして下さい。

被害者には加害者に直接聞きたいことがたくさんあります。被害者にしか聞けないこともあります。被害者の質問は適正な事実認定に資するものです。加害者が成人である場合には刑事裁判に被害者が参加することで被告人に直接質問ができますが、被害者の質問が刑事裁判での審理に有益な結果をもたらしたことも少なからずあると聞いています。被害者からみれば加害者が少年か成人かはまったくの偶然にすぎませんが、裁判官の裁量で逆送か否かが決定される現行制度では、被害者に認められている範囲に大きな差があります。少なくとも原則逆送の対象となるような重大事件においては、審判においても被害者から少年に対する質問を認めて下さい。これは検察官の原則関与が認められた場合でも実現していただきたい制度ですが、万一検察官の原則関与が認められないのであれば被害者からの質問制度を必ず実現して下さい。被害者から少年に直接質問することが、少年を萎縮させる等の反対論があるのは知っています。もちろん質問のしかたについての考慮は必要でしょう。でも、被害者が少年に直接問いかける機会を設けることは必ずしも少年にとってマイナスとは限らないでしょう。被害者は常に少年の更生にとって有害な存在であるという方向からの反対はもうやめにしていただきたいです。審判で被害者の思いを直接聞くことは、長い目で見れば少年の更生にプラスになる場合が少なくないと思います。元々、更生には長い時間を要するでしょう。被害者の意見陳述に関してではありますが、「少年審判における意見陳述で、被害者が少年に「命をもって償ってほしい」と述べたことに対して、少年の情操保護から問題であ

る。少年の人格を侵害する行為であり、司法の場で許されるべきではない。」という御意見を讀んだことがあります。そうでしょうか。被害者の苦しく悲しい思いを聞かないままで少年を本当に更生させることなどできるのでしょうか。自分のしたことが被害者にとってどのようなことであるのかを知らせることから更生の第1歩は始まるのではありませんか。

実際にこういう事件がありました。

14歳の長男を13歳と14歳の少年たちに殺された母親は、審判の傍聴をしました。しかし、荷物をすべて預けさせられペンとメモだけ渡される状況で、極度の緊張と萎縮を強いられ、検察官がいない中、「加害者側」に囲まれている気がしたそうです。子どもを殺した加害者が目の前にいるのに、聞きたいこともきけず、反論もできなかったため、かえって大きな無力感や敗北感を感じました。審判の内容が本当に真実か納得できず、現在、民事裁判の準備をしています。質問ができたり、事実認定がきちんと行われていれば、民事裁判を起こそうと思わなかったかもしれないと考えています。

### 3. 重大事件の被害者に、当該事件の少年の社会記録の閲覧を求めます。

社会記録が少年のプライバシーであり憲法でプライバシー権が保護されていることは理解しています。しかし、少年犯罪の原因は生育歴と切っても切り離せず、それが少年法の理念にもつながっています。社会記録が閲覧できない現行制度のもとでは、被害者はなぜ自分の家族や自分が殺されたり傷つけられたりしたのか、少年がなぜその非行に至ったのかについての本当の原因や背景が全く分からないままの状態におかれており、納得できません。少年審判の対象は非行事実と要保護性です。その両方の審理の結果、審判で決定が出されるわけです。被害者には、基本的に、加害者にどういう理由でどういう処罰や処分が下されたのかについて知る権利があります。したがって、要保護性も処分の判断材料の一つである限り、どのような理由でどのような判断がなされたのか知ることができるはずです。もちろん、社会記録の中にはプライバシー性がきわめて高いものや、少年以外の者のプライバシーが含まれていることもありますから、そういう部分で被害者に閲覧させることが不相当と考えられるものがある場合には対象外としていただいかまいません。また、被害者は知り得た情報を漏洩してはならないという制度もあっていいと思います。そのような条件をつけた上で重

大事件の被害者が社会記録の閲覧をできる制度を求めます。

#### 4. 少年不定期刑の見直しをして下さい。

大阪地方裁判所堺支部での少年事件の判決で、「現行法有期懲役刑を選択した場合、少年である被告人に対する最も重い刑は5年以上10年以下の不定期刑だが、犯行の凶悪性重大性に照らし、十分なものとは言えない。しかし無期懲役までは選択できない。裁判所としてこの刑期しか選択できなかったのは、少年法が狭い不定期刑しか認めていないからである」と判断されました。被害者は、必ずしも厳罰化だけを求めているわけではありませんが、適正な処罰というものはあるのではないかと考えています。犯した罪に見合った適正な処罰を実現してほしいと思います。

#### 5. 被害者にも国選弁護人を。

少年事件はあっという間に終わってしまいます。ある日突然被害にあって、制度も何も分からないままに時間が経過して、気づいたときにはできたはずのこともできないままに既に審判や裁判も終わっており、後悔している被害者は少なくありません。費用のために途中であきらめてしまう人もいます。被害にあった直後の混乱した状況の中で、事実を知り事件と向き合い、できることを知りそれを実行する。そのためには弁護士の存在は不可欠です。被害者参加制度には国選の弁護士選定制度があります。せめて、本来できるはずのことをできるときにできるよう、少年事件の被害者にも国選弁護人を選任できる制度の創設を求めます。